

食品安全委員会の緊急時対応の流れ

<食品安全委員会>

情報の提供

- ・国内外から入手した情報を、報道機関、インターネット等を通じて迅速かつ適切に広く国民に提供
- ・食品危害情報等を、必要に応じ、関係機関に速やかに提供する

委員会の開催

- ・委員長は委員会を開催し、必要に応じ、専門委員等を参加させる
- ・関係各省より緊急事態の発生状況を聴取
- ・食品健康影響評価等 委員会の対応方針の決定
- ・緊急対策本部設置を食品安全担当大臣に助言

情報収集、整理、分析

- ・関係行政機関、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、報道機関又はインターネット等から幅広く収集
- ・職員等を現地に派遣し、情報収集させるとともに、適宜助言を行う
- ・専門委員は入手した情報の重要性を判断し、通報及び助言を行う

情報連絡

情報・緊急時対応課長(緊急時第一次参集要員)
事務局長(次長) 委員長(委員長代理)

情報受理 : 情報・緊急時対応課が第一報を受理

国民
報道機関

情報提供

関係各省
厚生労働省
農林水産省
環境省 等

勧告及び
意見

関係試験研究機関
国立医薬品食品衛生研究所、
国立感染症研究所等

調査等要請

関係国際機関
WHO、FAO、OIE、Codex等
関係国の公的機関
CDC、FDA、EU、FSA、CFIA等

<平時の対応>

- ・緊急連絡体制の整備
- ・食品危害情報の収集・整理・分析
- ・関係行政機関との連携体制の整備
- ・緊急時対応マニュアル等の検討
- ・緊急時対応模擬訓練の実施
- ・調査研究

連携
情報交換

内閣官房
内閣危機管理監

参画

緊急対策本部

関係府省連絡会議(局長級)
幹事会(課長級)

都道府県

食の安全ダイヤル
食品安全モニター

通報

緊急事態等の発生

被害が大規模又は広域であり、関係府省の対応の調整を要する事案
科学的知見が十分ではない原因により被害が生じた事案